

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月31日提出
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伴 雄司
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川 1 丁目17番21号
【事務連絡者氏名】	民野 誠
【電話番号】	03-6256-9135
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド （円ヘッジあり） 2025年8月1日付でファンドの名称を「お金のデザイン・ リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」 から「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファ ンド」に変更します。
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年6月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、下記の変更をすることに伴い記載事項の変更がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

主要投資対象の変更およびそれによる運用の基本方針の変更

当ファンドの主要投資対象に追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド2（適格機関投資家専用）」の受益証券を追加します。なお、現在当ファンドの主要投資対象である外国投資法人「DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド - JPYクラスAシェアーズ」の外国投資証券は、2025年9月を目途に償還される予定であり、2025年8月1日以降、当該外国投資証券に対する新たな投資は行いません。

以上の主要投資対象の変更に整合するよう、運用の基本方針も変更します。

当ファンドの名称の変更

上記の変更に伴い、当ファンドにおける為替ヘッジの対応が変更となることから、当ファンドの名称から為替ヘッジに関する記載を削除します。

受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日の変更

受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日につき、現行の「ニューヨークにおける銀行の休業日」に、「ニューヨーク証券取引所の休業日」、「ロンドン証券取引所の休業日」および「ロンドンにおける銀行の休業日」を追加します。

ファンド・オブ・ファンズに則した規定の整備

当ファンドはファンド・オブ・ファンズのため、それを明確化すべく、投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズとしては不要な規定（主に投資制限や運用の指図範囲等（先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図等を含む）における一部項目）を削除する等の規定の訂正を行ないます。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__及び縦線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

<訂正前>

お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）（以下「ファンド」といいます。）

<訂正後>

お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）－（以下「ファンド」といいます。）

2025年8月1日付でファンドの名称を「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」から「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド」に変更します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの目的

この投資信託は、主として追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）」への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利への投資を行い、運用環境を問わない安定的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
債券	年4回			
一般		北米	ファミリーファンド	あり
公債	年6回			()
社債	(隔月)	欧州		
その他債券				
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々			
		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

特色1 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式での運用を行います。

- 主要投資対象である「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2(適格機関投資家専用)」(運用:フィデリティ投信株式会社) (以下、「フィデリティ・ファンド」という場合があります)と国内投資信託「NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA・BPI総合連動型上場投信」受益証券(運用:野村アセットマネジメント株式会社)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式での運用を行います。
- フィデリティ・ファンドは、「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・マザーファンド」(以下「フィデリティ・マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利に投資を行うとともに、株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引を通じたレバレッジ取引を行います。なお、フィデリティ・マザーファンドは、フィデリティ・グループの英国運用拠点であるFILインベストメンツ・インターナショナルが運用を行います。

特色2 実質的な運用はFILインベストメンツ・インターナショナルが行います。

- 複数のクオンツ・モデル(数学的手法やモデルを用いて、市場データを定量的に分析して運用を行うモデル)を活用し、システマティックな運用を効果的に行うことを目指します。
- フィデリティ・マザーファンドの運用は、クオンツ投資プロセスに基づき行います。投資対象資産の投資魅力度を評価する定量TAAモデルは、FILインベストメンツ・インターナショナルのクオンツ・リサーチ・チームによる継続的な改良に加え、幅広い資産クラスのアクティブ運用チームの知見も活用し、競争力あるリターン獲得の確度を高めることを目指します。
- フィデリティ・マザーファンドのポートフォリオポジションの構築は、収益追求とリスク管理の両側面のバランスを重視してデザインされた定量的なロジックに基づき行われます。それにより、様々な角度からポジションの分散を図り、中長期的なリスク調整後リターンを高めることを目指します。
- 定量的な投資プロセスに依拠することにより、大量の市場・経済データを迅速に系統的に処理し、リスクの観点からも過度な偏りを避けた、効率的な投資収益の追求を目指します。

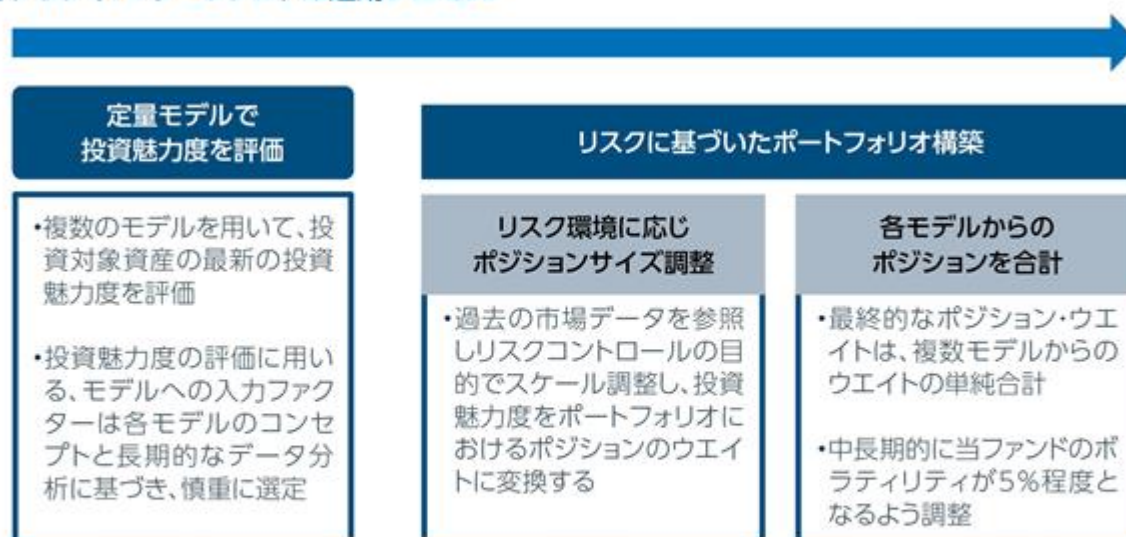
<定量TAA(タクティカル・アセット・アロケーション)モデルとは>

定量的な分析に基づき、足元の市場環境の変化に応じて、資産配分を機動的に調整し、相対的に割安とみられる資産の配分を増やし、相対的に割高とみられる資産の配分を減らすなど、運用成果の向上を図る投資手法です。

<FILインベストメンツ・インターナショナルの概要>

FILインベストメンツ・インターナショナルは、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。フィデリティ・インターナショナルは、世界のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

フィデリティ・マザーファンドの運用プロセス

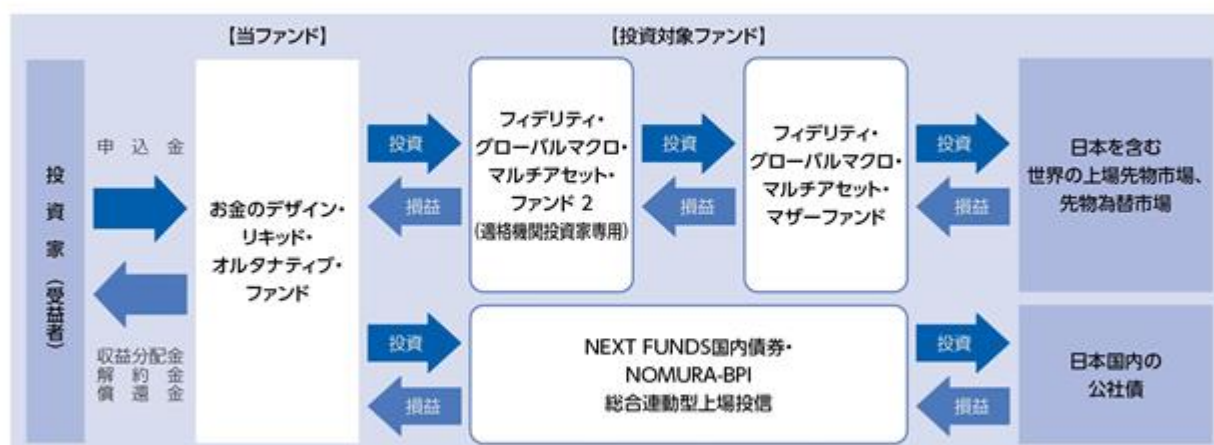


(出所)FILインベストメンツ・インターナショナルよりの資料

※上記は2025年5月末現在のプロセスとなり、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



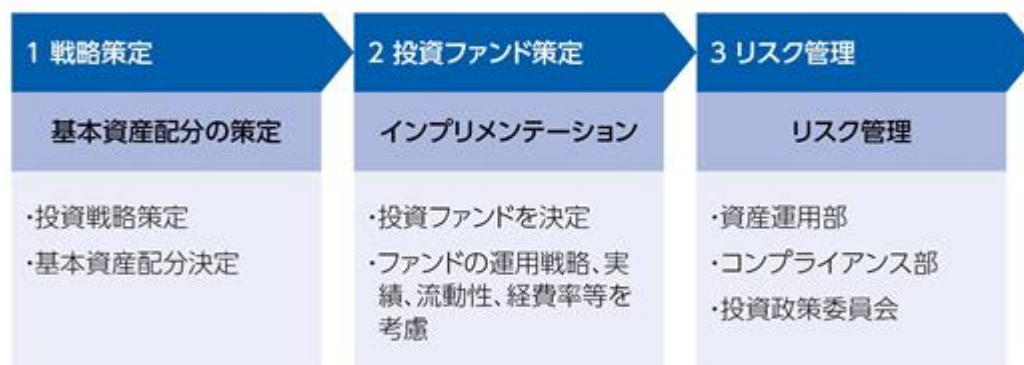
※投資対象ファンドについて、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

※上記の投資対象ファンドに加え、外国投資法人「DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド - JPYクラスAシェアーズ」（以下「DBiファンド」といいます。）の外国投資証券を引き続き投資対象ファンドとしますが、2025年8月1日以降当該外国投資証券に対する新たな投資は行わず、DBiファンドの償還までの間保有するに留めます。

当ファンドの運用プロセス

運用チームは資産配分の決定から、投資対象ファンドの選定まで行います。リスク管理は投資政策委員会で行います。

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。



※上記は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

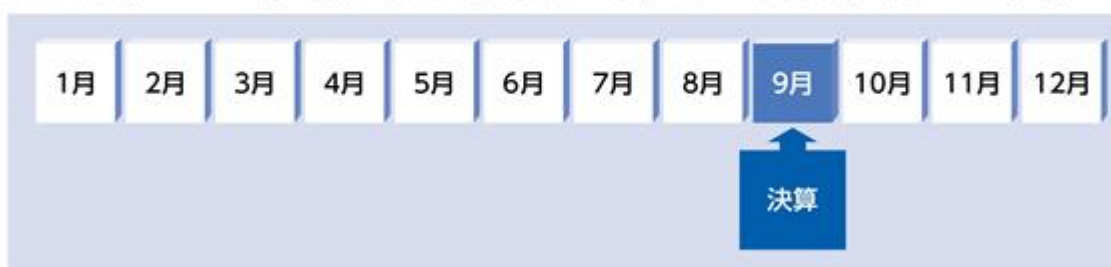
主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2020年 6月19日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年 4月29日

・投資方針の更新

< 訂正後 >

2020年 6月19日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年 4月29日

・投資方針の更新

2025年 8月 1日

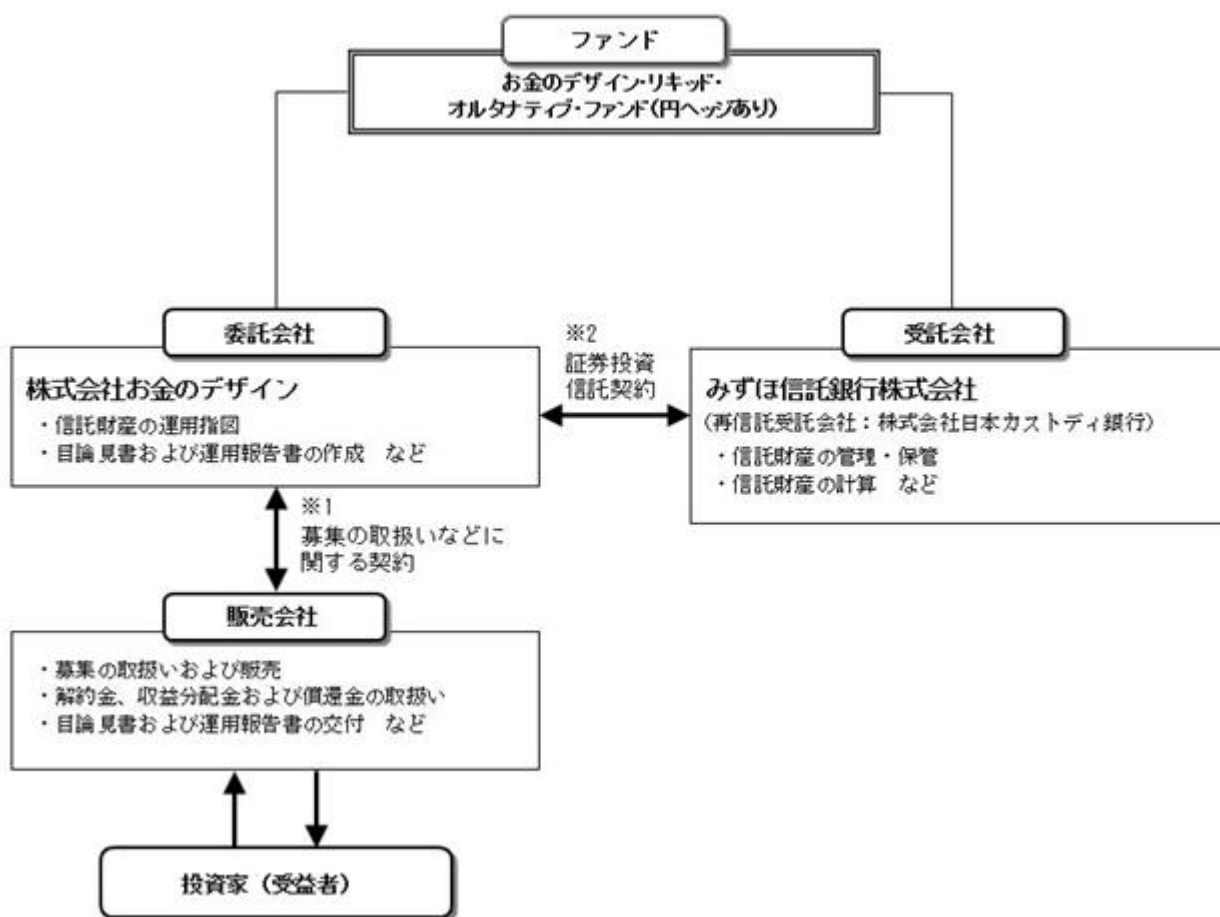
・ファンドの名称を「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」から「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド」に変更

・運用の基本方針の変更

（３）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

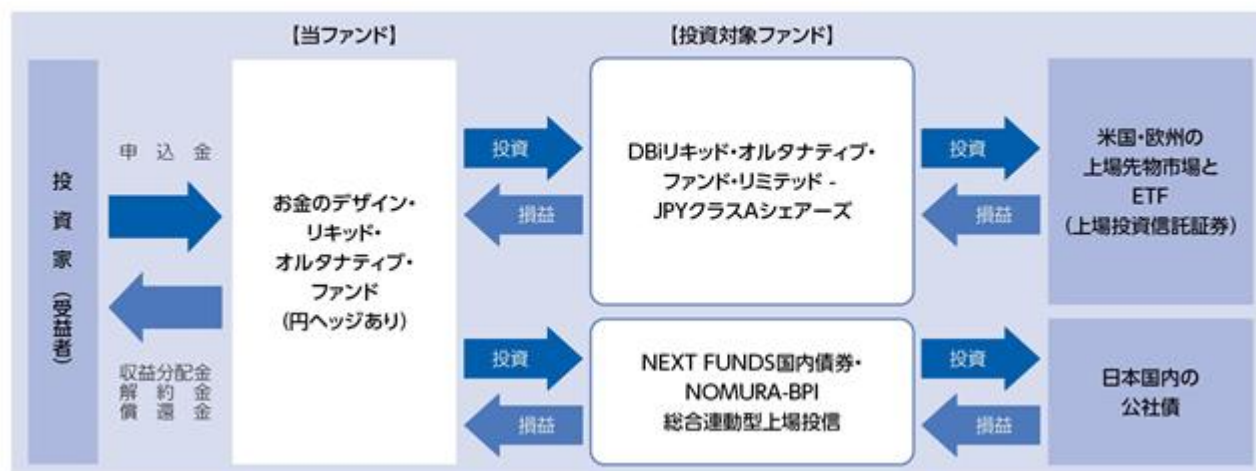
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

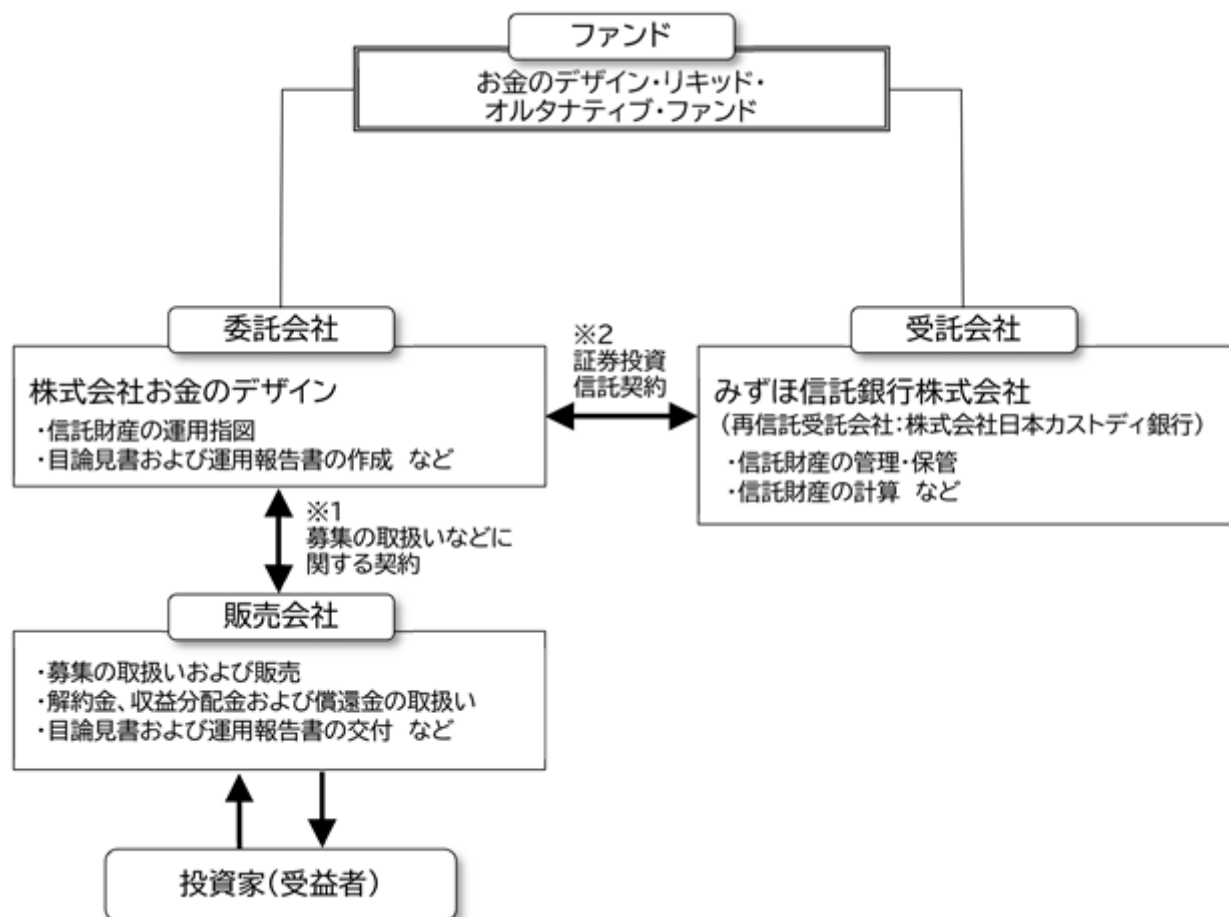
当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



(略)

<訂正後>

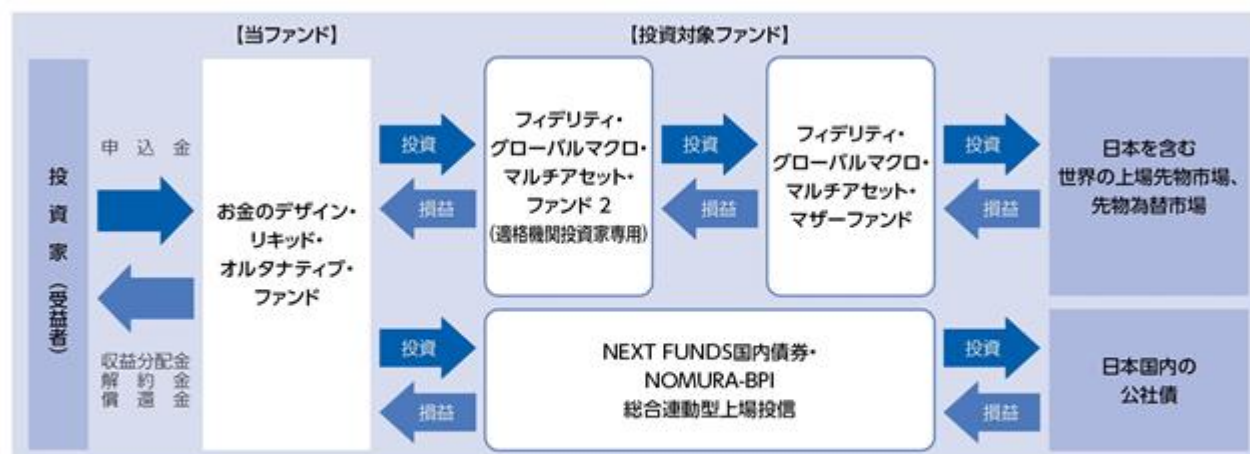
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



※投資対象ファンドについて、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

※上記の投資対象ファンドに加え、外国投資法人「DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド - JPYクラスAシェアーズ」(以下「DBiファンド」といいます。)の外国投資証券を引き続き投資対象ファンドとしますが、2025年8月1日以降当該外国投資証券に対する新たな投資は行わず、DBiファンドの償還までの間保有するに留めます。

(略)

2【投資方針】

<更新後>

（１）【投資方針】

主要投資対象ファンドの受益証券へ主として投資します。通常の状態においては、主要投資対象ファンドの受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

主要投資対象ファンドを通じて、複数のクオンツ・モデル（数学的手法やモデルを用いて、市場データを定量的に分析して運用を行なうモデル）を活用し、システムティックな運用を効果的に行なうことを目指します。

主要投資対象ファンドを通じて、主として株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利へ投資します。

主要投資対象ファンドを通じて、株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引を通じたレバレッジ取引を行います。

主要投資対象ファンドにおいては、収益獲得を目的としない為替エクスポージャーについては為替ヘッジを行なう場合があります。なお、この投資信託においては、原則として為替ヘッジは行いません。

主要投資対象ファンドにおいては、流動性確保のため日本の公社債にも投資します。

NEXT FUNDS国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信への投資を通じ、日本の公社債に実質的に投資します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）」（運用：フィデリティ投信株式会社）の受益証券、ならびに別に定める投資信託証券を主な投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

有価証券届出書提出日現在「別に定める投資信託証券」とは、以下の通りとします。

国内上場投信「NEXT FUNDS国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信」の受益証券

ケイマン諸島籍外国投資法人「DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド-JPYクラスAシェアーズ」の外国投資証券。ただし、当該外国投資法人は2025年9月を目途に償還される予定であり、2025年8月1日以降、当該外国投資証券に対する新たな投資は行いません。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）金銭債権

ハ）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として 次の1）および2）に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券、投資証券、ならびに外国投資証券（投資法人債券に類するものを除きます。）をいいます。）のほか、次の3）から8）に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）」

2）別に定める投資信託証券

3）コマーシャル・ペーパー

4）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。以下同じ。）

5）外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号および第4号の証券または証書の性質を有するもの

- 6) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 7) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 8) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、6)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）を行なう場合は、 にしたがいます。

金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

公社債の借入れの指図および範囲

- 1) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に係るものに限ります。以下本条において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたっては、現金により担保を提供する指図を行なうものとします。
- 2) 1)の公社債の借入れに係る指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れを行うことができます。

投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要(2025年7月31日現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要対象とします。下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象から除外される場合があります。

なお、下記の投資対象ファンドに加え、外国投資法人「DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド-JPYクラスAシェアーズ」（以下「DBiファンド」といいます。）の外国投資証券を引き続き投資対象ファンドとしますが、2025年8月1日以降当該外国投資証券に対する新たな投資は行わず、DBiファンドの償還までの間保有するに留めます。

<フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）>（追加型証券投資信託）

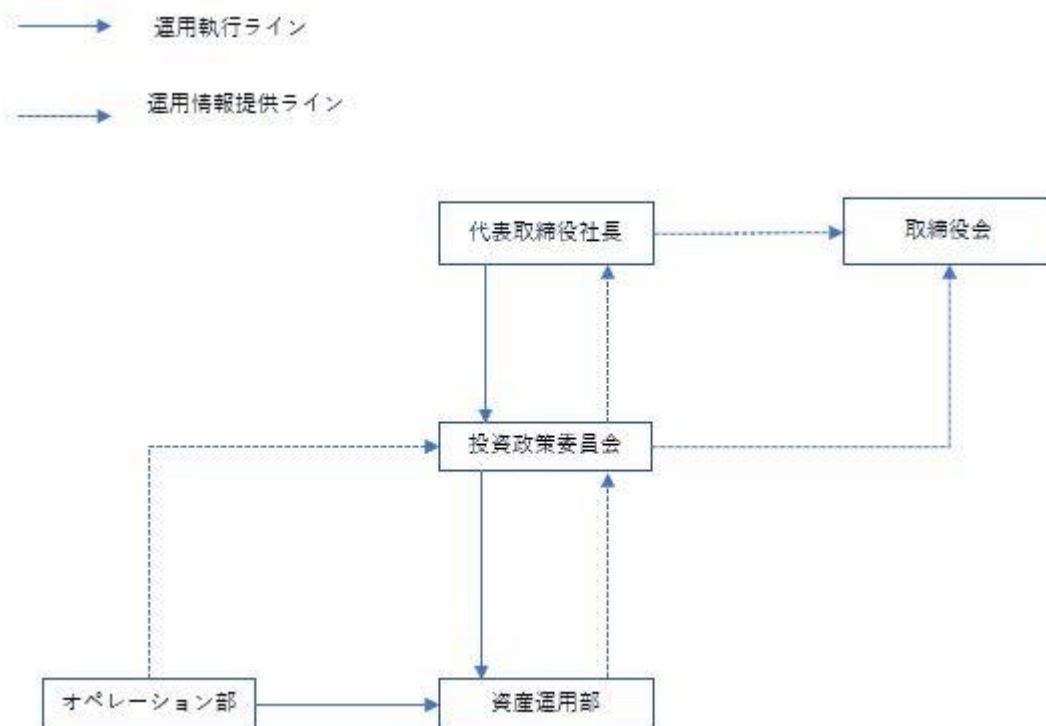
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、親投資信託であるフィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・マザーファンド受益証券を通じて、主として日本を含む世界の株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利への投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を含む世界の株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利を主要な投資対象とします。

投資方針	複数のクオント・モデル（数学的手法やモデルを用いて、市場データを定量的に分析して運用を行うモデル）を活用し、主観を排除したシステムティックな運用を効果的に行うことを目指します。 主として株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利へ投資します。 株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引を通じたレバレッジ取引を行います。 収益獲得を目的としない為替エクスポージャーについては為替ヘッジを行う場合があります。なお、この投資信託においては、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 債券への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 デリバティブの利用による買いポジション、売りポジションのグロスの合計額は投資信託財産の純資産総額の250%以内とします。
収益分配	年1回
ファンドに係る費用	
運用管理報酬	年率0.55%（税込）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が信託財産より支払われます。 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%（税込）を上限としてファンドからの支払われます。 これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を示すことができません。
その他	
運用会社	フィデリティ投信株式会社
信託期間	原則無期限（2025年7月31日設定）
決算日	年1回（原則として7月20日。休業日の場合は翌営業日）

< NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 >

基本情報	
基本方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）（対象指数）に連動する投資成果を目指します。
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託報酬	0.07%（税込0.077%）
分配支払い基準日	毎年3月7日、9月7日（年2回）
上場日	2017年12月11日
上場市場	東京証券取引所

(3) 【運用体制】



「投資政策委員会規則」に基づき、資産運用部管掌役員、資産運用部長、コンプライアンス部長、資産運用に係るアカデミック・アドバイザーを構成員とし、事業開発部管掌役員、オペレーション部管掌役員、内部監査部長及び常勤監査役を必要に応じてオブザーバーとして構成される投資政策委員会を設置する。

同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。

資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。

オペレーション部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、それに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行う。

< 組入れ銘柄の選定基準 >

基本的には、以下の点を検討し、投資対象としてファンドを選定する。

- ファンドの投資戦略（運用目標、運用方法、リスク水準、投資対象など）
- ファンド及びファンドマネジャーの運用実績
- ファンドの流動性
- ファンドの経費率

< 運用業務・責任内容 >

- 代表取締役社長
 - ・ 適切な運用体制の確保及び監督
- 投資政策委員会
 - ・ 資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
 - ・ 運用成果の分析
 - ・ 投資リスク管理および法令遵守状況の管理
- 資産運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
 - ・ ポートフォリオリスクのモニタリング
 - ・ ガイドラインを遵守した運用

○オペレーション部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

上記体制は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年9月10日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3）留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等 （２）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 4）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- 5）公社債の借入れの指図および範囲
 - イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に係るものに限ります。以下本条において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたっては、現金により担保を提供する指図を行なうものとします。
 - ロ）前項の公社債の借入れに係る指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二）イ）の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。
- 6）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7）外国為替予約取引の指図
委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 8）資金の借入れ
 - イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を

含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ)イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

9) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、主として株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利および日本国債に実質的な投資を行いますので、組入れ対象資産の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドでは実質的に株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利および日本国債に投資を行います。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動および外国為替相場の変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

先物リスク

当ファンドは投資目的達成のために様々な上場先物市場を実質的な投資対象としますが、必ずしも目的にかなう流動性の高い先物市場が存在するとは限りません。先物市場では参照する現物有価証券や指数等の変動に伴い損失を被ることがあります。また、先物市場は必ずしも参照する現物有価証券や指数等との連動が保証されている訳ではなく、それらの変動と異なる動きにより損失が生じることがあります。先物取引所は日中に値幅制限等の取引制限を設けることがあり、制限に掛かった場合にはその後の取引が制約を受けることがあります。

レバレッジ

当ファンドが主として投資する投資信託証券は、先物等の金融派生商品取引、有価証券貸借取引、その他の有価証券取引において適切と考えられる場合にはレバレッジを採用することがあります。レバレッジはファンドの投資リスクを高めます。当ファンドが主として投資する投資信託証券は、レバレッジの採用に当たり担保の提供を求められ、また投資対象の価格変動に伴い追加担保の差し入れを求められることがあります。市場の急変時には、追加担保差し入れのために行う投資資産の売却等が滞りファンドの損失を悪化させることがあります。

為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図ることがありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。外貨の為替レートが変動することにより、基準価額の下落要因となる可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

信用リスク

当ファンドは、実質的に先物取引および先物為替取引等の金融派生商品取引を行い、証拠金として取引先に現金等を預託する必要があります。取引先の債務不履行等、その他の理由により、あらかじめ決められた条件で取引が履行されない場合、またはそれが予想される場合には、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

カントリーリスク

投資対象国および地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国および地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合や当ファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。

特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドは、主として投資する投資信託証券を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、当ファンドの基準価額は、主として投資する投資信託証券の価格変動の影響を大きく受けて変動します。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意事項 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

（２）リスク管理体制

投資政策委員会で投資リスク管理を行います。

具体的業務としては資産運用部が以下を管轄します。

- １）ポートフォリオのモニタリング
- ２）運用プロセスのチェック
- ３）運用経過・結果の把握
- ４）組入状況等のチェック
- ５）取引執行能力、運用ガイドラインの把握
- ６）信用リスクおよび取引コスト等のチェック

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。

コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年4月末～2025年3月末



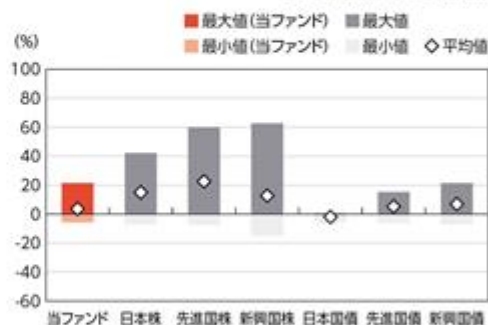
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 ※年間騰落率は、2021年6月から2025年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年4月末～2025年3月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	21.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 5.7	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	3.6	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2020年4月から2025年3月の5年間(当ファンドは2021年6月から2025年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.66%	0.605%	0.033%	0.022%
(税抜0.60%)	(税抜0.55%)	(税抜0.03%)	(税抜0.02%)

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

なお、ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等がファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。したがって、実質的な信託報酬率は年率1.36%(税込)程度となります。

実質的な信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。

(略)

<訂正後>

(略)

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.66%	0.605%	0.033%	0.022%
(税抜0.60%)	(税抜0.55%)	(税抜0.03%)	(税抜0.02%)

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

なお、ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等がファンドの純資産総額に対して年率0.55%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。したがって、実質的な信託報酬率は年率1.21%(税込)程度となります。

実質的な信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。

(略)

5【運用状況】

参考情報

< 訂正前 >

運用実績

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算は信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2020年9月	0円
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
2024年9月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1口当たり、税引前の金額です。

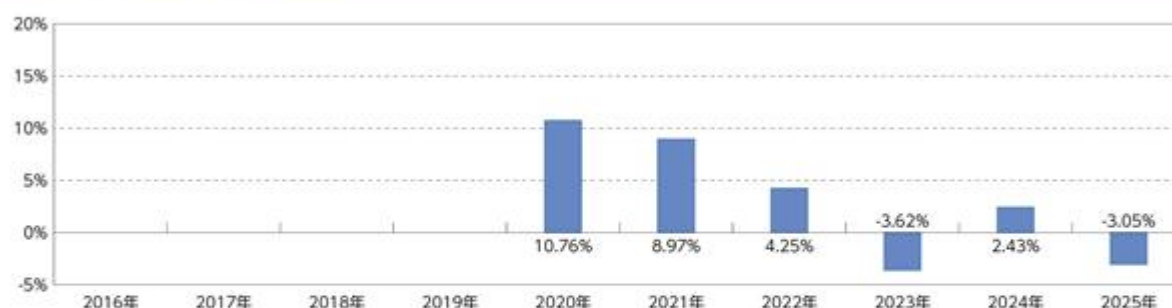
主要な資産の状況

■投資信託組入銘柄

銘柄名	運用会社	組入比率
DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド (ケイマン諸島籍円建外国投資法人)	ダイナミック・ベータ・ インベストメンツ・エルエルシー	96.6%
NEXT FUNDS 国内債券・ NOMURA-BPI総合 運動型上場投信	野村アセットマネジメント 株式会社	0.0%

*組入比率は当ファンドにおける純資産総額比です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



*ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

*当ファンドにベンチマークはありません。

*2020年は設定日(6月19日)から年末までの騰落率、2025年は年初末3月末までの騰落率を表示しています。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

< 訂正後 >

運用実績

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算は信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2020年9月	0円
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
2024年9月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

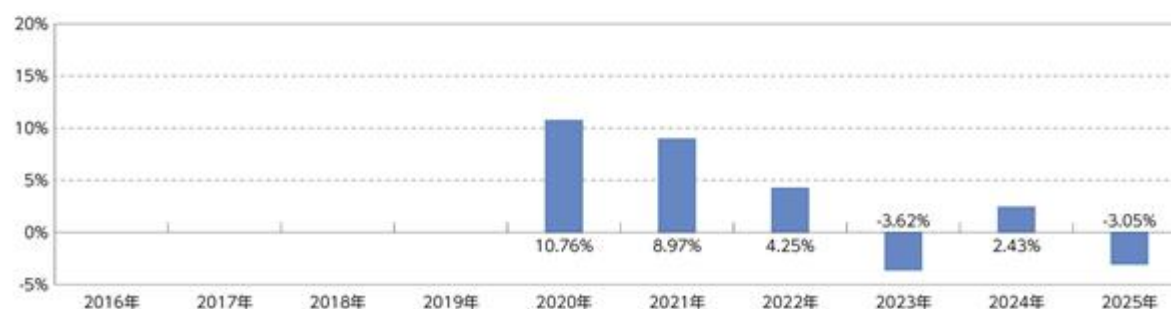
■投資信託組入銘柄

銘柄名	運用会社	組入比率
DBリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド （ケイマン諸島籍円建外国投資法人）	ダイナミック・ベータ・ インベストメンツ・エルエルシー	96.6%
NEXT FUNDS 国内債券・ NOMURA-BPI総合 運動型上場投信	野村アセットマネジメント 株式会社	0.0%

*組入比率は当ファンドにおける純資産総額比です。

*2025年8月中に、「DBリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド（ケイマン諸島籍円建外国法人）」（運用会社：ダイナミック・ベータ・インベストメンツ・エルエルシー）より、追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）」（運用会社：フィデリティ投信株式会社）に入替を行います。

年間収益率の推移（暦年ベース）



*ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

*当ファンドにベンチマークはありません。

*2020年は設定日(6月19日)から年末までの騰落率、2025年は年初来3月末までの騰落率を表示しています。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨークにおける銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

（略）

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、またはロンドンにおける銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

<解約請求による換金>

（略）

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨークにおける銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

<解約請求による換金>

（略）

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、またはロンドンにおける銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）